

仙台市農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月29日（水曜日）午後1時30分から午後3時10分
2. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室
3. 出席委員 (16人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	5 番 大里 重市	6 番 加藤 和江
	7 番 加藤 和彦	8 番 菅野 則義	9 番 郷古 雅春
	10 番 佐藤 千治	12 番 佐藤 とみ	13 番 品川 忠夫
	14 番 鈴木 通	15 番 鈴木 正年	17 番 松原 菊男
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	
4. 欠席委員 (2人)

4 番 大泉 権吾	16 番 高橋 勝彦
-----------	------------
5. 議事日程
 1. 開会
 2. あいさつ
 3. 議事録署名委員の指名
 4. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第4号議案 農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について
 5. 協議
 - (1) 令和元年度行政機関への施策の改善意見等について（案）
 - (2) 農業委員会事務の実施状況等の公表について
 - ①平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
 - ②平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）
 - (3) 農地等の利用の最適化に関する意見について（案）
 - (4) 令和2年度農林関係税制改正要望（案）
 6. 報告
 - (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届
 - (3) 農地法第3条の3の規定（相続）による届出
 - (4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知
 - (5) 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻の件
 - (6) 売り渡し希望農地一覧表
 - (7) 農業委員会委員募集要項（欠員補充）
 7. その他

(1) 会長報告

(2) 事務局からの連絡事項

①令和元年度農地パトロール（利用状況調査）について

6. 農地利用最適化推進委員

伊藤 憲一 太田 功治 太田 勝

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 能夫		
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菅原 喜美男
農地係主任	羽澤 明子	農地係主任	伊藤 秀宣
農地係嘱託	庄子 尚		

8. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：主幹兼振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第12回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会会長佐々木均から、ごあいさつを申し上げます。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：主幹兼振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、 議席番号4番大泉権吾委員、及び議席番号16番高橋勝彦委員から、欠席の届けがありました。18人中16人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。 (異議なし)	
議 長	それでは、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員を指名いたします。	
議 長	議事に入ります。 第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 それでは、調査委員会の報告を18番嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。	(午後1時32分)

嶺岸若夫委員 (第二調査委員会 委員長)	<p>第1号議案の調査委員会の結果について報告します。</p> <p>調査委員会を、令和元年5月23日に実施いたしました。</p> <p>調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員と私(18番嶺岸若夫委員)の4名で調査を行いました。</p> <p>今回の申請は、売買による規模拡大を図る案件が1件です。</p> <p>利用権での賃貸借でしたが、今回報告4の農地法第18条6項の規定による通知のNo.1で合意解約があります。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台を所有し、収穫は作業委託により、家族3人で69アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、5月22日に阿部忠弘農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。</p> <p>以上、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等 はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案について、許可 することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第1号議案農地法第3条第1項の規定による許 可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。</p> <p>(午後1時36分)</p>
議 長	<p>続きまして、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の 件について、を上程いたします。</p> <p>調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。</p>
嶺岸若夫委員 (第二調査委員会 委員長)	<p>第2号議案の調査結果について報告します。</p> <p>調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員と私(18番 嶺岸若夫委員)の4名で調査を行いました。</p> <p>今回の申請は、資材置場に転用するものが2件、駐車場に転用するものが1件 の合計3件です。</p> <p>番号1番を、9番郷古雅春委員、番号2番を10番佐藤千治委員、番号3番を 17番松原菊男委員から報告願います。</p>

郷古雅春委員
(9番)

番号1番は、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がり無く、土地改良事業施行区域外です。市街化を誘引する施設が周辺にあるところで、4m以上の道路の沿道の区域であって、500m以内に2つ以上の公共施設があり、街区がある程度形成されている区域であることから、第3種農地と判断しました。申請者は、農業および倉庫業を営んでおり、申請地の畑395㎡を資材置場として利用するものです。倉庫業の資材置場に183㎡、庭石置場に138㎡、通路等に74㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

佐藤千治委員
(10番)

番号2番は、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がり無く、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過しております。市街化を誘引する施設が周辺にあり、街区がある程度形成されている区域であることから、第3種農地と判断しました。申請は、畑1,399㎡を転用し、近隣の福祉施設の職員及び利用者用の駐車場として貸し出すものです。駐車場43台に645㎡、通路等に754㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、定期預金残高証明書が提出されております。また、岩切土地改良区から、同意する旨の意見書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

松原菊男委員
(17番)

番号3番は、農業用の資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がり無く、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過しております。市街化を誘引する施設が周辺にあり、街区がある程度形成されている区域であることから、第3種農地と判断しました。申請は、田438㎡を転用し、農業用資材置場105㎡、駐車場4台112㎡、通路等に221㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区から、同意する旨の意見書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

以上3件、よろしくご審議をお願いします。

議長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

	(異議、意見等なし)
議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。</p> <p>第2号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。</p> <p>(午後1時42分)</p>
議 長	<p>続きまして、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。</p> <p>調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。</p>
嶺岸若夫委員 (第二調査委員会 委員長)	<p>第3号議案の調査結果について報告します。</p> <p>調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員、16番高橋勝彦委員の4名で調査を行いました。</p> <p>今回の申請は、駐車場に転用するものが1件、資材置場に転用するものが2件、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件、保育所に転用するものが1件、の合計5件です。</p> <p>番号1番を、14番鈴木通委員から、番号2番と3番を、12番佐藤とみ委員から、番号4番と5番を、8番菅野則義委員から報告願います。</p>
鈴木 通 委員 (14 番)	<p>番号1番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がり無く、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過しております。市街化を誘引する施設が周辺にあるところで、4m以上の沿道の区域であって500m以内に、2つ以上の公共施設・公益的施設があり、街区がある程度形成されている区域であることから、第3種農地と判断しました。申請は、畑607㎡を転用し、従業員及び社用車・建設機械の駐車場(10台)に150㎡、通路等に457㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金証書の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区から、同意する旨の意見書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。</p>
佐藤とみ委員 (12 番)	<p>番号2番と3番を私から報告します。</p> <p>番号2番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地</p>

は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、田 216 m²・畑 270 m²を資材置場に転用し、資材置場に 384 m²、通路等に 102 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、預金残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、田 2,351 m²を転用し、太陽光発電パネル設置として、ソーラーパネル 324 枚(49.5kw)に 1,605 m²、通路等(管理スペース含)に 746 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。資力証明については、通帳および債券残高の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

菅野則義委員
(8番)

番号4番と5番を私から報告します。

番号4番は、保育所に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。市街化を誘引する施設が周辺にあるところで、4m以上の沿道の区域であって、500m以内に2つ以上の公共施設・公益的施設がある区域であることから、第3種農地と判断しました。申請は、畑 2,995 m²を保育所に転用し、保育所園舎 911 m²、駐車場普通車 32 台に 400 m²、通路等に 1,684 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。仙台市子供未来局の保育施設整備に係る事業者を選定され、開発許可申請がでており協議中であることから目的実現は確実性があり、用排水計画や被害防除計画も適切で、周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、預金残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、資材置場に転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりが無く、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過しています。市街化を誘引する施設が周辺にあるところで、4m以上の沿道の区域であって、500m以内に2つ以上の公共施設・公益的施設があり、街区がある程度形成されている区域であることから、第3種農地と判断しました。申請は、畑 1,000 m²を転用し、資材置場に 500 m²、駐車場 8 台に 120 m²、通路等に 380 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切である

ことから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。また、岩切土地改良区から同意する旨の意見書が提出されております。なお、賃貸借の期間は、10年です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

以上、5件よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第3号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時54分)

議 長

続きまして、第4号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)について、を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。

事務局
農地係長

第4号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)は、農業経営基盤強化促進法に基づく、農地中間管理機構による農地中間管理事業の配分計画であり、令和元年7月23日宮城県告示予定のものです。平成31年3月27日の総会に於いて、集積計画を3月29日仙台市公告とし、配分計画を令和元年5月21日宮城県告示としておりましたが、集積計画はそのまま、配分計画について、農地法第18条6項の通知で合意解約により、借主が変更になるもので、配分計画(案)[再設定]として、令和元年7月23日宮城県告示予定とするものです。別紙のとおり若林区のみで、合計で3件。9筆、12,499㎡を再配分するものです。本計画(案)の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。

以上でございます。よろしくご審議願います。

議 長

この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問・意見なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので、採決します。

第4号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第4号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)については、承認と決定します。(午後1時57分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

協議事項(1)「令和元年度行政機関への施策の改善意見等について(案)」を事務局から説明願います。

事務局

— 説明 —

主幹兼振興係
長

令和元年度行政機関への施策の改善意見等について(案)を説明。

議 長

協議事項(1)について、ご質問・ご意見等はございませんか。

菅野則義委員
(8番)

意見があれば、これに書いて出すということですね。

事務局

総会終了後、正式な照会を文書で行います。委員のみなさんが考えていることの他に、地域の方から普段いただいている意見についても記入して下さい。

議 長

他に、ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がないようですので、協議(1)「令和元年度行政機関への施策の改善意見等について(案)」は、承認といたします。(午後2時05分)

議 長

続いて、協議事項(2)「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を事務局から説明願います。

事務局
振興係

— 説明 —

主に前年度との違う点を中心に説明いたします。

- ・平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)
- ・平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明。

議 長

協議事項(2)について、ご質問・ご意見等はございませんか。

郷古雅春委員 (9番)	<p>資料2-1で、1ページの耕地面積が5,920haとなっていますが、2ページの管内の農地面積6,000haではないのですか。様式で決まっていると思いますが、整合が取りにくいのではないですか。</p> <p>また、7ページの農地台帳の整備対象農地面積7,000haとありますが、耕地面積の5,920haと1,000ha位差があるのは、それ以外も入っているのでしょうか。</p>
事務局	<p>様式で決まっており、実績を書くことになっているため、1ページ目は平成31年度3月末の耕地面積の数字を書くことになっています。2ページ目の現状の6,000haは計画段階の平成30年4月の数字となり、計画の数字の転記になっています。</p> <p>7ページの農地台帳の整備対象農地面積約7,000haは、農地台帳面積の6,797haに対応し、数字を丸めています。</p> <p>耕地面積は国がメッシュでとっており、経営耕地面積はセンサスでやはり国の統計でアンケート結果の積み上げです。農地台帳面積は1筆ごとの積み上げで、地目が宅地でも現況が農地であれば入れています。荒れている所は国の統計から落ちますが、農業委員会でもまだ非農地判断が終わっていない分が残っています。また、農地台帳は登記面積となり、現況面積と違うこともあります。</p> <p>いずれにしろ、統計の取り方の違いだと思われそうですが、詳細は不明です。仙台だけではなく、どこの市町村でも、このように差異がありますが、どの数字も正しいものとなっています。</p>
議 長	<p>他に、ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(2)「農業委員会事務の実施状況等の公表について」は、承認といたします。 (午後2時35分)</p>
議 長	<p>続いて、協議事項(3)「農地等の利用の最適化に関する意見について(案)」を事務局から説明願います。</p>
事務局 振興係	<p>— 説明 —</p> <p>農地等の利用の最適化に関する意見について、前回の総会で委員のみなさんに説明し、ご意見を募ったところ3名の方から意見が寄せられました。昨年の要望をベースに今回提出された意見を加えて事務局で集約いたしました。削除線や下線が入っている部分です。</p>
議 長	<p>協議事項(3)について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議 長	<p>質問がないようですので、(3)「農地等の利用の最適化に関する意見について(案)」は、承認いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 45 分)</p>
議 長	<p>続いて、協議事項(4)「令和2年度農林関係税制改正要望(案)」を事務局から説明願います。</p>
事務局 振興係	<p style="text-align: center;">— 説明 —</p> <p>令和2年度農林関係税制改正要望について、前回の総会で委員のみなさんに説明し、課税特例が今年度末で適用期限を迎えるため、延長要望があるものにご意見を募ったところ、意見がありませんでした。そのため、3年前の要望を基に事務局で見直した「肉用牛売却所得の免税制度の延長を行うこと」と、「農地中間管理権の取得に係る特例措置の延長を行うこと」を新規で要望します。</p>
議 長	<p>協議事項(4)について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(4)「令和2年度農林関係税制改正要望(案)」は、承認いたします。</p> <p>以上で協議事項を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 48 分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関連からで、</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(6)売り渡し希望農地一覧表までを事務局から報告願います。</p> <p>なお、質問については説明後、一括して受けます。</p>
事務局 農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり、番号4011から4014まで4件の届出がありました。転用目的の内訳は、共同住宅への転用が2件、駐車場・貸家への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。</p> <p>続きまして、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから5ページに記載の通り、番号5017～5031まで13件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が8件、駐車場への転用が2件、宅地造成・宅地・店舗への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。</p> <p>続きまして、(3)農地法第3条の3の規定(相続)による届出については、6</p>

ページから9ページに記載のとおり6件の届出がありました。すべて相続による権利の取得となっております。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、10ページに記載のとおり6件ありました。詳細は別紙の報告書のとおりです。

続きまして、(5)農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻に関する件については、11ページに記載のとおり1件ありました。詳細は別紙の報告書のとおりです。

次に、(6)売り渡し希望農地一覧ですが、新規に申出が1件ありましたので、一覧表を修正しております。また、仙台市ホームページに掲載しているものも参考にお渡しいたします。あっせんの掘り起しをよろしくお願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(6)までについて、ご質問等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。次に(7)農業委員会委員募集要項(欠員補充)について事務局から、報告願います。

事務局

— 説明 —

主幹兼振興係
長

(7)農業委員会委員募集要項(欠員補充)について

議 長

(7)農業委員会委員募集要項(欠員補充)について、ご質問等はありませんか。なければ、以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時55分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。(1)会長報告を私から報告します。資料5をご覧ください。

会 長

(会長報告)

議 長

次に(2)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

(2)事務局からの連絡事項について

- ① 令和元年度農地パトロール(利用状況調査)について
- ② 6月～7月の予定表
- ③ 消費税軽減税率対策セミナー
- ④ 農の雇用事業
- ⑤ 長屋住宅について

議 長	その他についてご意見、ご質問等はございますか。
	(意見なし)
議 長	質問等はないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。
中野会長職務 代理人	私から提案があります。7月30日の総会を午後3時からにしたいのですが、いかがでしょうか。
会場	(賛成)
議 長	では、7月30日は、総会を午後3時からにしたいと思います。案内文書の時間を確認して出席をお願いします。 他に何かありますか。なければ以上で全てを終了いたします。
司会：主幹兼振 興係長	それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理人からお願いします。
中野会長職務 代理人	以上をもちまして、仙台市農業委員会第12回総会を閉会します。
	閉 会 (午後3時10分)